

岐阜県青少年健全育成条例

制定
改正

- 昭和三十五年十一月十日 条例第三十七号
- 昭和三十七年十一月十五日 条例第三十四号
- 昭和三十九年三月二十四日 条例第三十五号
- 昭和四十年三月二十六日 条例第八号
- 昭和五十一年十二月二十五日 条例第四十三号
- 昭和五十二年十月二十日 条例第二十四号
- 昭和五十四年三月二十二日 条例第 号
- 昭和五十八年三月二十五日 条例第六号
- 平成四年三月三十日 条例第六号
- 平成五年十二月二十七日 条例第三十号
- 平成七年十月九日 条例第三十四号
- 平成九年十二月二十六日 条例第二十号
- 平成十年十月九日 条例第二十八号
- 平成十年十二月二十五日 条例第三十五号
- 平成十一年十月七日 条例第二十六号
- 平成十二年三月二十四日 条例第三十九号
- 平成十三年三月二十三日 条例第十号
- 平成十三年十二月二十一日 条例第四十七号
- 平成十五年三月十九日 条例第十三号
- 平成十七年十月六日 条例第七十二号
- 平成十九年三月二十日 条例第五号

目次

- 第一章 総則（第一条 第六条）
- 第二章 青少年の健全な育成に関する施策（第七条・第八条）
- 第三章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止（第九条 第三十条）
- 第四章 インターネット利用環境の整備（第三十一条）
- 第五章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制（第三十二条 第四十条）
- 第六章 岐阜県青少年育成審議会（第四十一条 第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条 第四十七条）
- 第八章 罰則（第四十八条 第五十六条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図る

ことを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年十八歳未満の者（法律によつて成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (二) 保護者親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (三) 興行映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (四) 図書類書籍、雑誌、絵画、写真及び映写用フィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の映像又は音声記録された物をいう。
- (五) 自動販売機物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。
- (六) 自動貸出機物品を貸し付けるための機器で、物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を貸し付けることができるものをいう。
- (七) 広告物屋外又は屋内で公衆に表示されるものでアッ手、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたものをいう。
- (八) テレホンクラブ等営業風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）以下「風適法」という。（第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。）
- (九) 利用カードテレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。

（基本理念）

第三条 青少年の健全な育成は、青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標をもつて心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村が行う青少年の健全な育成に関する施策を支援す

るとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

3 県は、青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

（県民の責務）

第五条 すべて県民は、常に青少年の健全な育成を図るよう努めなければならない。

2 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとつて基本的役割を担うことにかんがみ、青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもつてその育成に努めなければならない。

3 地域社会を構成する住民は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命と役割を自覚させるよう努めなければならない。

4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

（青少年健全育成計画）

第七条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画（以下「青少年健全育成計画」という。）を定めなければならない。

2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (一) 青少年及びその団体が行う健全な活動に関する事項
- (二) 青少年の健全育成のために県民及び青少年健全育成団体が行う活動に関する事項
- (三) 青少年を取り巻く社会環境の整備と非行の防止に関する事項

(四) 前三号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 知事は、青少年健全育成計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県青少年育成審議会及び県民の意見を聴かなければならない。

4 知事は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

（優良興行等の推奨）

第八条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第三章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止

(業者の自主規制)

第九条 興行を主催し、図書類を取り扱う者その他この章の規定の適用を受ける業者は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講ずることに努めなければならない。

(有害興行の指定等)

第十条 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

- (一) 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (二) 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (三) 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 知事は、有害興行を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに同種の興行を行う興行場を経営する者及び当該興行を主催する者(以下「興行者」と総称する。)に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

3 興行者は、第一項の規定により指定を受けた興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に指定の旨及び青少年の観覧を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

4 知事は、第一項の規定により指定した興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第二項の規定は、前項の規定により指定を取り消した場合に準用する。

(有害図書類等の指定等)

第十一条 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物(以下「がん具等」という。)の内容、形状、構造、機能等が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等(以下「有害図書類等」という。)として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。

- (一) 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものとして認められるもの

のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面(表紙を含む。)が十ページ以上又は編集紙面の十分の一以上を占めるもの

- (二) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものとして認められるもの
- (三) 当該場面の描写の時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が十以上若しくは総場面数の十分の一以上であるもの

(四) がん具等で、次のいずれかに該当するもの
イ 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているもの
ロ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであり、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 知事は、第一項の規定により有害図書類等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに図書類等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者(以下「図書類等取扱業者」という。)に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

4 知事は、第二項の規定により写真若しくは絵又は描写の場面(以下「写真等」という。)の内容を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示しなければならない。

(有害指定図書類等の供覧の禁止等)
第十二条 何人も、前条第一項の規定により指定を受けた有害図書類等及び同条第二項の規定により指定を受けた内容を有する有害図書類等(以下「有害指定図書類等」と総称する。)を、青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはならない。

2 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を青少年(当該営業に關し成年者と同じ能力を有する者を除く。第十七条及び第二十条から第二十一条までにおいて同じ。)に販売し、配付し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

(有害指定図書類等の陳列方法等)

第十三条 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を陳列するとき、当該有害指定図書類等を他の図書類等と区分し、営業所の屋内の容易に監視することができる場所に置き、及び規則で定めるところにより青少年の目にふれないような方法をとらなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要な限度において、有害指定図書類等の陳列の場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(自動販売機等管理者の設置等)

第十四条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)により図書類その他規則で定めるものを販売し、又は貸し付けることを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自動販売機等業者が当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等を自ら適正に管理することができる場合は、この限りでない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。

3 自動販売機等業者は、自動販売機等を利用して販売又は貸付けを開始する前に、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項(第一項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項)を知事に届け出なければならない。

- (一) 自動販売機等業者の住所及び氏名又は名称
- (二) 自動販売機等の設置場所
- (三) 自動販売機等管理者の住所及び氏名又は名称
- (四) 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の届出事項のうち規則で定める事項に変更を生じた場合においては、同項の届出をした者は、その変更を生じた日から十五日以内に、当該事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした自動販売機等業者は、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その廃止をした日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機等への表示)

第十五条 自動販売機等業者は、自己の住所、氏名又は名称その他規則で定める事項を、自動販売機等の見やすい場所に表示しなければならない。

(自動販売機等への有害指定図書類等の収納禁止)

第十六条 自動販売機等業者は、有害指定図書類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)に自動販売機等を設置している場合は、この限りでない。

(一) 風適法第二条第一項に規定する風俗営業(同項第八号に規定する営業を除く。)、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

(二) 第十条第一項の規定により指定された有害興行を行う場

2 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に収納されている図書類等が有害指定図書類等となつたときは、直ちに当該有害指定図書類等を撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(有害刃物等の指定等)
第十七条 知事は、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第一条第一項に規定する刀剣類を除く。)及びがん具(以下「刃物等」と総称する。)の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該刃物等を有害刃物等として指定することができる。

2 刃物等の販売を業とする者は、前項の規定により指定を受けた刃物等を青少年に販売し、又は配付してはならない。
3 知事は、有害刃物等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに刃物又はがん具の販売を業とする者に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合は又は困難な場合は、この限りでない。

(有害広告物の撤去等)
第十八条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその内容の変更を命ずるものとする。

(有害広告文書等の指定等)
第十九条 知事は、図書類等に係る広告を目的とする文書、図画その他これらに類するもの(以下「広告文書等」という。)(の内容が第十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告文書等を有害広告文書等として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告文書等は、有害広告文書等とする。
(一) 特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものとして認められるものを掲載しているもの
(二) 第十一条第二項第四号ロに該当するがん具等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの

3 何人も、有害広告文書等を青少年に配布してはならない。
4 何人も、有害広告文書等を戸別に配布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合にあつては、この限りでない。
(質物の受入れの制限)
第二十条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二

項に規定する質屋(以下「質屋」という。)は、青少年から同条第一項に規定する物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(古物の買受け等の制限)
第二十一条 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第二項第一号に規定する古物営業を営む者(以下「古物商」という。)(は、青少年から同条第一項に規定する古物(第二十七条に規定する下着を除く。)(を買ひ受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(金銭の貸付け等の制限)
第二十二条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)(をしてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(みだらな性行為等の禁止)
第二十三条 何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)
第二十四条 何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年に対し、入れ墨を施し、入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)
第二十五条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つてその場所を提供し、又は周旋してはならない。
(一) 第二十三条に規定する行為
(二) 前条に規定する行為
(三) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用
(四) 飲酒又は喫煙

(勧誘行為の禁止)
第二十六条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。
(一) 接待をして客に飲食をさせる営業(風適法第二条第一項第一号及び第二号に該当するものをいう。)(において客の接待を

させ、又は、客の相手となつてダンスをさせる業務に従事するよう勧誘すること。
(二) 接待をして客に飲食をさせる営業(風適法第二条第一項第二号に該当する営業に限る。)(の客となるように勧誘すること。
(三) 性風俗関連特殊営業(風適法第二条第六項及び第七項に該当する営業に限る。)(において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
(使用済み下着の買受け等の禁止)
第二十七条 何人も、青少年から青少年が使用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。)(を買ひ受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

(深夜外出の制限)
第二十八条 保護者は、深夜(午後十時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。)(にその監護に係る青少年を外出させないよう努めなければならない。ただし、自ら同伴し、又は成年者に委託して同伴させる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(深夜における連出し等の禁止)
第二十九条 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(深夜における施設への入場の制限)
第三十条 次に掲げる営業(風適法第二条に規定する風俗営業等に該当するものを除く。)(を営む者は、保護者同伴の場合を除くほか、深夜において当該営業を行う施設に青少年を入場させてはならない。

(一) 硬貨又はメダルを投入することによつて作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
(二) 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
(三) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合せて歌唱をさせる営業
(四) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館を除く。)

2 前項に規定する営業を営む者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業に係る施設へ入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

第四章 インターネット利用環境の整備
第三十一条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、インターネットがその利用により有害情報(第十条第

一項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められるものをいう。以下この章において同じ。)を容易かつ大量に入手できる特性を有することにかんがみ、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。)

3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第五章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制

(利用カード販売所等の届出)

第三十二条 利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者は、販売を開始する日の十五日前までに、利用カードを販売する場所(以下「利用カード販売所」という。)ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (一) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (二) 利用カード販売所の名称及び所在地
 - (三) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業を営む場所(以下「テレホンクラブ等営業所」という。)の名称及び所在地
 - (四) 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更を生じた日から十五日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る利用カード販売所を廃止したときは、その廃止をした日から十五日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(青少年に対する利用カードの販売の禁止等)

第三十三条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸与してはならない。

2 利用カードを販売する者又はその者から利用カードの販売について委託を受けて利用カードを販売する者(以下「利用カード販売者等」という。)は、青少年を利用カードの販売業務に従事させてはならない。

3 利用カード販売者等は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨及び青少年に対する利用カードの販売、頒布、交換、贈与又は貸与を禁ずる旨を、その届出に係る利用カード販売所の見やすい場所に表示しなければならない。

(利用カードの自動販売機の設置の禁止)

第三十四条 何人も、青少年入場禁止場所を除き、利用カードの自動販売機を設置してはならない。

(テレホンクラブ等営業の広告の規制)

第三十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- (一) テレホンクラブ等営業所の名称、所在地若しくは電話番号(インターネットにおけるホームページアドレスを含む。以下同じ。))又はテレホンクラブ等営業所を利用するための案内を行う営業所の電話番号(以下「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。))が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物を除く。
- (二) テレホンクラブ等営業所の名称等が記載された文書、図画その他の物品(以下「テレホンクラブ等営業宣伝文書等」という。))を風適法第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等(以下「広告制限区域等」という。))において頒布し、又は戸別に配布すること。
- (三) テレホンクラブ等営業宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

(利用カードの販売の広告の規制)

第三十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (一) 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物及び第三十一条の規定による届出をした者の当該届出に係る利用カード販売所の建物に掲出され、又は表示される広告物を除く。

(二) 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が記載された文書、図画その他の物品(以下「利用カード宣伝文書等」という。))を広告制限区域等において頒布し、又は戸別に配布すること。

(三) 利用カード宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

(指示等)

第三十七条 公安委員会は、前二条の規定に違反した者に対し、当該広告物、テレホンクラブ等営業宣伝文書等及び利用カード宣伝文書等(以下「広告物等」という。))の除去その他必要な措置を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により必要な措置を指示しようとする場合において、当該広告物等を掲出し、表示し、頒布し、又は配布した者を確認することができないときは、これらの措置を警察職員に行わせることができる。

(保護者の責務)

第三十八条 保護者は、その監護に係る青少年に、テレホンクラブ等営業所へ電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はテレホンクラブ等営業宣伝文書等若しくは利用カード宣伝文書等を受け取らせまいよう努めなければならない。

(利用カードの販売の停止)

第三十九条 公安委員会は、利用カード販売者等若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第三十四條第一項第六号若しくは第九号の規定若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六條第一項若しくは第六十一條第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四條第一項の規定)により適用される場合を含む。)の規定のいずれかに違反する不正行為をしたとき、又は利用カード販売者等が第三十七条第一項の規定に基づき指示に従わなかつたときは、当該利用カード販売者等に對し、当該利用カードの販売について、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第四十条 公安委員会は、前条の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例(平成七年岐

岐阜条例第三十六号（第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六章 岐阜県青少年育成審議会

(設置)

第四十一条 知事の諮問に心じて、青少年の健全な育成に関する総合的施策の樹立につき必要な事項並びに第七条及び第四十四条に規定する事項を調査審議させるため、岐阜県青少年育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第四十二条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十三条 前二条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(諮問等)

第四十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、岐阜県青少年育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(一) 第八条の規定により優良興行又は優良図書類を推奨しようとするとき。

(二) 第十条の規定により有害興行を指定し、又はこれを取り消そうとするとき。

(三) 第十一条の規定により有害図書類等又は写真等の内容を指定しようとするとき。

(四) 第十七条の規定により有害刃物等を指定しようとするとき。

(五) 第十八条の規定により有害広告物の撤去又はその内容の変更を命じようとするとき。

(六) 第十九条の規定により有害広告文書等を指定しようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により同項各号に規定する推奨指定若しくは指定の取消し又は命令をしたときは、速やかにその旨を岐阜県青少年育成審議会に報告しなければならない。

第七章 雑則

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例（第五章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、必要な報告をさせ、若しくは必要な資料の提出をさせ、又は知事の指定した者に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、

帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(一) 興行場を経営する者又は興行を主催する者

(二) 図書類等取扱業者（第八号に掲げるものを除く。）又は自動販売機等管理者

(三) 刃物等の販売を業とする者

(四) 広告物の広告主又は管理者

(五) 質屋

(六) 古物商

(七) 貸金業者

(八) 第三十条第一項に規定する営業を営む者

2 公安委員会は、第五章の規定の施行に必要な限度において、利用カード販売者等に対し、必要な報告をさせ、若しくは必要な資料の提出をさせ、又は警察職員に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。

(経過措置)

第四十六条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第四十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

第八章 罰則

第四十八条 第二十三条の規定に違反した者（青少年を除く。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第二十四条の規定に違反した者（青少年を除く。）

(二) 第二十五条の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者（青少年（場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業として場所の提供又は周旋を行ったものを除く。）を除く。）

(三) 第三十九条の規定による命令に従わなかつた者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十二条第二項の規定に違反した者

(二) 第十六条の規定に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(一) 第二十六条の規定に違反した者

(二) 第二十七条の規定に違反した者（青少年を除く。）

(三) 第二十九条の規定に違反した者（青少年を除く。）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(一) 第十条第三項の規定に違反して青少年に有害興行を観覧させた者

(二) 第十三条第三項の規定による命令に従わなかつた者

(三) 第十四条第三項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

(四) 第十七条第二項の規定による命令に従わなかつた者

(五) 第十八条の規定に違反した者

(六) 第十九条第三項の規定に違反した者

(七) 第十九条第四項の規定に違反した者

(八) 第三十条第一項の規定に違反した者

(九) 第三十二条第一項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者

(十) 第三十三条第一項の規定に違反した者

(十一) 第三十三条第二項の規定に違反した者

(十二) 第三十四条の規定に違反した者

(十三) 第三十七条第一項の規定による指示に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

(一) 第二十条の規定に違反した者

(二) 第二十一条の規定に違反した者

(三) 第二十二条の規定に違反した者

(四) 第四十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

(一) 第十条第三項の規定に違反して掲示をしなかつた者

(二) 第十四条第四項の規定に違反した者

(三) 第十五条の規定に違反した者

(四) 第二十五条の規定に違反して同条第四号に掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者（青少年（場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業としての場所の提供又は周旋を行ったものを除く。）を除く。）

(五) 第三十条第二項の規定に違反した者

(六) 第三十二条第二項の規定に違反した者
 (七) 第三十三条第三項の規定に違反した者
 第五十五条 第二十三条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第四十八条の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に關し、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料の刑を科する。

付則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。
 付則（昭和三十七年十一月十五日条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。
 付則（昭和三十九年三月二十四日条例第十五号）

この条例は、公布の日から施行する。
 付則（昭和四十年三月二十六日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。
 付則（昭和五十一年十二月二十五日条例第四十三号）

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。
 付則（昭和五十二年十月二十日条例第二十四号）

この条例は、昭和五十三年一月一日から施行する。
 付則（昭和五十四年三月二十一日条例第一号）

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。
 付則（昭和五十五年三月二十一日条例第一号）

この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する。
 付則（昭和五十七年三月二十一日条例第一号）

この条例は、昭和五十八年六月一日から施行する。
 付則（平成四年三月三十日条例第六号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。
 付則（平成五年十二月二十七日条例第三十号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。
 付則（平成七年十月九日条例第三十四号）

この条例は、平成八年一月一日から施行する。
 付則（平成九年十二月二十六日条例第二十号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。
 付則（平成十一年十月九日条例第二十八号）

この条例は、平成十年十一月一日から施行する。
 付則（平成十一年十二月二十五日条例第三十五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
 付則（平成十一年十月七日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
 付則（平成十一年十一月規則第一二四号）

この条例は、平成十二年三月二十四日条例第三十九号から施行する。
 付則（平成十二年四月一日から施行する）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
 付則（平成十三年三月二十三日条例第十号）

この条例は、公布の日から施行する。
 付則（平成十三年十二月二十一日条例第四十七号）

(施行期日)
 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動貸出機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」といふ。）第六条の四第一項に規定する図書類その他規則で定めるものを貸し付けている者については、その者を同項に規定する自動販売機等業者とみなして、改正後の条例を適用する。この場合において、同条第三項中「販売又は貸付けを開始する前に」とあるのは、「平成六年四月三十日まで」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県青少年保護育成条例第六条の四第一項の規定による届出をしている者は、改正後の条例第六条の四第三項の規定にかかわらず、同条第一項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合を除き、平成六年四月三十日まで、規則で定めるところにより、同条第三項第三号に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 付則（平成七年十月九日条例第三十四号）

(施行期日)
 1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の第十五条の五第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もつとする者となし、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「営業を開始する日の三〇前までに」とあるのは、「平成八年一月三十一日まで」とする。

3 前項の規定により届出を行った者については、この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）から平成九年十二月三十一日までの間は、改正後の第十五条の六第一項の規定は適用しない。

4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第十五条の九第一項に規定する利用カードを販売しようとする者となし、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「販売を開始する日の十五日前までに」とあるのは、「平成八年一月三十一日まで」とする。

5 前項の規定により届出を行った者については、営業禁止区域内又は屋外で利用カードを販売している場合は施行日から平成八年三月三十一日までの間、営業禁止区域外の屋内で利用カードを販売している場合は施行日から平成十二年十一月三十一日までの間は、改正後の第十五条の八の規定は適用しない。

6 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から平成八年三月三十一日までの間は、改正後の第十五条の十第一項の規定は適用しない。

この条例は、平成九年十二月二十六日条例第二十号から施行する。
 付則（平成十年四月一日から施行する）

この条例は、平成十年十月九日条例第二十八号から施行する。
 付則（平成十一年十月九日条例第二十八号）

この条例は、平成十年十一月一日から施行する。
 付則（平成十一年十二月二十五日条例第三十五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
 付則（平成十一年十月七日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
 付則（平成十一年十一月規則第一二四号）

この条例は、平成十二年三月二十四日条例第三十九号から施行する。
 付則（平成十二年四月一日から施行する）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
 付則（平成十三年三月二十三日条例第十号）

この条例は、公布の日から施行する。
 付則（平成十三年十二月二十一日条例第四十七号）

この条例は、平成十四年二月規則第六号で、同十四年四月一日から施行する。
 付則（平成十四年四月一日から施行）

この条例は、平成十四年七月二十日までに「とあるのは、平成十四年七月二十日までに」とする。
 付則（平成十五年三月十九日条例第十三号抄）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
 付則（平成十七年十月六日条例第七十二号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成十八年二月一日から施行する。

月三十一日までの間は、改正後の第十五条の十第一項の規定は適用しない。
 付則（平成九年十二月二十六日条例第二十号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。
 付則（平成十一年十月九日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の六第一項第一号の改正規定は、平成十年十一月一日から施行する。
 付則（平成十年十二月二十五日条例第三十五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
 付則（平成十一年十月七日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
 付則（平成十一年十一月規則第一二四号）

この条例は、平成十二年三月二十四日条例第三十九号から施行する。
 付則（平成十二年四月一日から施行する）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
 付則（平成十三年三月二十三日条例第十号）

この条例は、公布の日から施行する。
 付則（平成十三年十二月二十一日条例第四十七号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
 付則（平成十四年二月規則第六号）

この条例は、平成十四年七月二十日までに「とあるのは、平成十四年七月二十日までに」とする。
 付則（平成十五年三月十九日条例第十三号抄）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
 付則（平成十七年十月六日条例第七十二号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

この条例は、平成十八年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成十九年三月二十日条例第五号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一一五号)の施行の日から施行する。